

山瀬青果株式会社行動計画

従業員が仕事と家庭を十分に両立させることができるよう働きやすい環境を作ることによって、すべての従業員がより充実した生きがいのある人生を送れるようにするため、次のように行動計画を策定する。

1. 計画期間 平成27年4月1日～平成30年3月31日までの 3年間

2. 内容

目標1：年次有給休暇の取得促進を図り、計画期間内の取得日数を1人当たり年間6日間とすること。

【対 策】

- 平成27年1月～
 - ・年次有給休暇取得に関する検討を開始する。
 - ・必要に応じ就業規則の改定を行う。
 - ・社内報や社内会議において周知を図る。
- 平成27年4月～
 - ・実行する

目標2：年次有給休暇取得にあたって、時間単位による取得を可能とする。

【対 策】

- 平成27年4月までに就業規則の改定を行い、改定次第実施する。

目標3：「妻が出産するとき」に付与する特別休暇を、現行の「1日」を「2日」に改め、利用の促進を図る。

【対 策】

- 平成27年4月までに就業規則の改定を行い、改定次第実施する。

★事業を利用して・・・ 山瀬青果株式会社さん（秋田市）

会社として有給休暇取得の促進を図ろうとしていたところでした。計画期間内にぜひ目標項目を達成したいと思います。

★次世代育成サポートアドバイザー 関 徹彌さん

取り上げた3つの目標項目はいずれも計画期間内に達成可能なものと思われます。ぜひ達成していただき、第2次の行動計画策定に取り組んでいただきたいと思います。